

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	子ども医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

酒々井町教育委員会

公表日

平成29年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	酒々井町子ども医療費の助成に関する規則(平成22年規則第5号)に基づき子ども医療費助成事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容等により受給者毎に資格の管理を行う。 ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定し受給券を交付する ③受給者からの償還申請により医療費の一部負担金の助成を行う
③システムの名称	子ども医療費助成システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、税参照者情報ファイル、医療費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法9条2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課子育て支援班
②所属長	子ども課長 七夕 夕美子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども課 酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所